

岩手県監査委員告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、監査委員監査基準（令和2年岩手県監査委員告示第12号）に準拠して行った令和6年度の出納その他の事務の執行に係る財政的援助団体等監査の結果を次のとおり公表する。

令和8年4月7日

岩手県監査委員 佐々木 朋 和  
 岩手県監査委員 名須川 晋  
 岩手県監査委員 鈴木 慶 太  
 岩手県監査委員 菅 原 由 紀

1 監査対象団体、監査の実施内容及び監査の着眼点

| 監査対象団体                                             |                     | 監査の実施内容                                                                        | 監査の着眼点                                                                                               |
|----------------------------------------------------|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区 分                                                | 名 称                 |                                                                                |                                                                                                      |
| 補助金、<br>交付金、<br>負担金等<br>の財政的<br>援助を与<br>えている<br>団体 | 岩手県交通株式会社           | 監査対象団体で処理している事務のうち、県の財政的援助に係る収入、支出、契約、財産管理及び事業実施の各事務について、関係帳票及び証書類等を調査し監査を行った。 | 財政的援助金の受入れは必要な時期に適正に行われているか、財政的援助金を他に流用し、若しくは不正に使用しているもの又は使途の不明なものはないか、計画と実施内容は相違していないか等に着眼して監査を行った。 |
|                                                    | 地方独立行政法人岩手県工業技術センター | 〃                                                                              | 〃                                                                                                    |
|                                                    | いわて観光キャンペーン推進協議会    | 〃                                                                              | 〃                                                                                                    |
|                                                    | 公益財団法人岩手育英奨学会       | 〃                                                                              | 〃                                                                                                    |
| 出資して<br>いる団体                                       | 公益財団法人岩手県文化振興事業団    | 監査対象団体で処理している事務のうち、収入、支出、契約、財産管理及び団体運営の各事務について、関係帳票及び証書類等を調査し監査を行った。           | 収入及び支出の各事務は適正に行われているか、基本財産はその目的に沿い最も確実かつ有利な方法により保管及び管理されているか、利益処分は適正に行われているか等に着眼して監査を行った。            |
|                                                    | 地方独立行政法人岩手県工業技術センター | 〃                                                                              | 〃                                                                                                    |
|                                                    | 岩手県土地開発公社           | 〃                                                                              | 〃                                                                                                    |
|                                                    | 一般社団法人岩手県畜産協会       | 〃                                                                              | 〃                                                                                                    |
|                                                    | 公益財団法人岩手県林業労働対策基金   | 〃                                                                              | 〃                                                                                                    |
|                                                    | 公益財団法人岩手育英奨学会       | 〃                                                                              | 〃                                                                                                    |
| 公の施設<br>の管理を<br>行わせて<br>いる団体                       | 公益財団法人岩手県文化振興事業団    | 監査対象団体で処理している事務のうち、県の指定管理に係る収入、支出、契約及び事業実施の各事務について、関係帳票及び証書類等を調査し監査を行った。       | 基本協定書、年度協定書及び仕様書に基づき管理運営に係る出納事務が適正に行われているか、仕様等に基づき管理業務が適正に行われているかに着眼して監査を行った。                        |

2 監査の結果 以上の団体については、監査した限りにおいて、一部に留意改善を要する事項が認められたものの、他の財政的

援助等に係る出納その他の事務の執行が、財政的援助等の目的に沿って行われており、おおむね良好と認められた。

留意改善を要する事項

- (1) 公益財団法人岩手県文化振興事業団 委託業務の執行に当たり、変更事由発生後変更契約をしていないものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。
- (2) 公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター 基本財産の資産運用に当たり、外国債券で大部分の運用が行われているので、公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター財産管理運用規程及び県の通知に沿って、適正な事務の執行に努められたい。